

2005.4.27. 創刊号



地域づくりコミュニケーション
— 農村振興局メールマガジン —

農林水産省農村振興局



◆◆ 目 次 ◆◆

■ 「地域づくりコミュニケーション」の発行にあたって

■ 農村における資源保全施策について

■ 元気な地域づくり交付金について

- ◆ グリーン・ツーリズムに対する支援
- ◆ コミュニティビジネスに対する支援

■ 「地域づくりコミュニケーション」の発行にあたって

この度、地域づくりに積極的に取り組まれている皆様と情報や意見を交わしあい、農村振興について共に考えていきたいと考え、「地域づくりコミュニケーション（農村振興局メールマガジン）」を発行することといたしました。

農林水産省では、これまでどちらかと言えば、都市と農村の格差是正を目標に、下水道や道路などのハード的な事業を中心とした農村振興施策を展開してまいりました。これらの事業により農村の生活環境は相当改善されましたが、必ずしも農村の活性化に直接結びつくものではありませんでした。

最近、ゆとり、安らぎ、心の豊かさなどの価値観が重視されるようになり、豊かな自然環境や美しい景観、伝統文化などを保全・継承する農村への理解と期待が高まっています。このような多面的な役割を果たしている農村は、国民共有の財産と言えるものです。これからの農村振興は、地域の個性・多様性を活かして、農村の住民だけでなく、価値観を共有する都市住民やNPOの参加も得ながら、国民全体の期待に応えるような方向で進めていくことが重要です。

この考えは、3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」に示されているところですが、このような方向で施策を講じていくためには、実際に地域で活動を行っている住民グループやNPOの方々から現地での課題やご意見を伺い、国の施策に反映させていく必要があると思っております。

本メールマガジンでは、新たな施策や検討中の施策の紹介など農村振興に関連する情報・話題を提供するとともに、それらに対する皆様からのご意見・ご質問をいただき、それにお答えしていくような形を考えており、情報の提供を主眼とした通常のメールマガジンとは異なり、双方向のコミュニケーションを重視したものにしたいと考えております。

このような試みは初めてであり至らないところもあろうかと思いますが、皆様から貴重なご意見を賜りながら、農村振興施策の充実につながるような「地域づくりコミュニケーション」としていきたいと考えております。皆様の積極的な声を寄せて頂けることを期待しております。

農林水産省農村振興局長
川村 秀三郎

■ 農村における資源保全施策について

現在、農林水産省では、農地や農業用水といった資源を、将来にわたって、それぞれの地域で守っていただくための新たな施策を検討しています。

これまで、これらは、地域の農家が共同で、清掃、草刈り、点検、補修などを行う農村社会の仕組みによって守られてきました。

しかしながら、農村の過疎化・高齢化、都市化・混住化が進行し、このような集落の機能が低下したことにより、これらの資源をこれまでのように守っていくことが困難になってきています。

農地や農業用水といった資源は、安全で安心な食料を供給するために不可欠なものであるだけでなく、自然環境の保全や景観の形成に役立ったり、洪水を一時的に貯めて防災上の効果を発揮するなどさまざまな役割を果たす社会全体の大切な財産です。今後どのようにすれば、これらの資源を健全な姿で次世代に継承していけるのでしょうか？

先月決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」では、この「資源の保全政策」について、平成19年度からの必要な施策の導入に向け、検討を進めることが盛り込まれました。

現在、私たちは、新たな時代の要請に応じて、農家だけでなく、農家以外の方々を含めて、これらの資源の管理や農村環境の保全等を担う地域の共同活動を促進することができるよう、新たな仕組みを検討しています。

農地や農業用水といった資源を、農家以外の住民やNPOなどを通じた都市の人々の協力を得て保全活動を行っている方、そういう活動を知っている方、そういう活動に関心のある方はおられませんか？具体的にどのような活動を行っているのか、どのような課題があるのか、どのような仕組みが必要と考えられるのか、資源の保全に関する地域の実情や提案を教えてくださいませんか？皆様からの情報、ご提案、ご質問などお待ちしております。

今回は、これまで農地や農業用水を守り育ててきた農村地域社会の現状と課題について、ご紹介したいと思います。

新たな基本計画や資源保全施策のねらいなどについては、農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/keikaku/20050325/top.htm> をご覧ください。

■ 元気な地域づくり交付金について

今年度新たに創設された「元気な地域づくり交付金」について、その概要とこの交付金によるグリーン・ツーリズムやコミュニティビジネスの取組に対する支援の具体的な内容をご紹介します。

◆ わかりやすく、考えやすく、使いやすく
～「元気な地域づくり交付金」ができました～

農林水産省では、これまでも農村の振興に向けた生産者や住民の取組をさまざまな形で応援してきました。「わが町と都市との交流促進のためのPR活動がしたい…」「山あいの地域の伝統的な漬物を特産品にするための加工施設がほしい…」「小面積の地区だけど、ほ場整備して担い手の認定農業者にまかせたい…」などの要望に、それぞれに対応した補助事業を用意して、地域の活動を支援してきたところです。

その一方で、申請の事務手続きの煩雑さや地域の要望が必ずしも事業メニューにないなどいろいろな問題点が指摘されており、地方分権の流れに即した地域の創意・工夫が引き出せるような使い勝手の良い制度への見直しが必要となっていました。

このため、農林水産省は平成17年度から、昨年までであった175の補助事業を、7つの交付金に統合しました。このうち、農林水産業を核とした地域振興の支援を目的としているのが「元気な地域づくり交付金」です。

おおまかに、次の4つの目的のためのメニューを揃えており、市町村が策定する地域振興の方向や目標の実現に向けた取組を支援することとしています。

- 1 農村の振興
- 2 グリーン・ツーリズム、都市農業の振興
- 3 農業生産の基盤の整備
- 4 中山間地域等の振興

この交付金では、地域づくりに向けた様々な活動を支援できるようなものにするために、今までにない工夫を凝らしています。例えば、交付金のメニューも地域の提案によって付け加えることができる制度を用意しています。

また、従来は事業に取り組もうとしたときに、その計画内容を国が事細かにチェックしたり、書類を要求したりして、地域の負担となっている場合も見られましたが、今後は、「入口から出口重視へ」という考え方で、こうした事前の審査を思い切って簡略化し、その代わりに地域が目標として掲げた数値目標(成果指標)をもとに評価する制度にしました。

地域で活動されている方々に、是非ともこの新しい制度を活用して頂ければと考えています。ご関心のある方は是非ご連絡下さい。

今回は、交付金を申請するための手続き等について説明したいと思います。

今回は、「元気な地域づくり交付金」の活用例として、「グリーン・ツーリズムに対する支援」と「コミュニティビジネスに対する支援」の概要をご紹介します。

◆ グリーン・ツーリズムに対する支援

最近、「自然環境に恵まれたところで暮らしたい」、「平日は田舎で休日は都会で」、「農村で休暇を過ごしてみたい」などと思う人が、特に都市に住む人々の間に増えています。このような都市住民のニーズに応じて、グリーン・ツーリ

ズムによる地域づくりを促進する自治体が多いですが、最近NPOによる取組も増えています。

NPOは、様々な情報や幅広いネットワークを持ち、都市住民の多様なニーズを捉えたユニークな取組を拡大する上で、大きな役割を果たすと期待されています。これまで、グリーン・ツーリズムへの支援は市町村等の自治体に限られていましたが、「元気な地域づくり交付金」では、新たに、NPOの取組に対しても支援を拡大することとしました。

具体的には、NPOが農山漁村地域において、市町村と一緒に具体的な目標（例えば、地域への入り込み人口を〇%に増加）を定め、その目標達成に向けて、都市住民による農業体験の受け入れ活動に取り組む場合、必要な経費のうち1/2以内を定額で交付します。

支援の対象となる経費は、都市住民による農業体験の受け入れ活動に取り組む場合、地元農家など地域の関係者と体験メニューを検討するための会議開催費、参加者募集に必要なパンフレット等の作成費等、ソフト活動に必要な経費のうち1/2以内を定額で交付します。

また、NPOが茅葺き農家を改修して農家レストランを開業したり、廃校を活用して体験交流施設を整備する場合にも、一定の限度額（原則300万円）以内であれば、その経費のうち1/2以内を定額で交付します。

上記以外でも目標の達成に必要な活動であれば支援対象となり得ますので、この交付金を活用してこんなことができないか、このような取組は支援対象になるのか等、皆様からのご意見・ご質問をお待ちしています。

◆ コミュニティビジネスに対する支援

～コミュニティビジネスって何？～

元気な地域づくりに何が 필요한のか？と考えたとき、地域のコミュニティ活動を活性化させることが大事なポイントの一つかなと思います。集落の大半が農家であったときは、農作業を中心に集落の寄り合いや祭りなどの活動が営まれてきましたが、農家の数が減ったり農家でない方が増えてきて、コミュニティとしての活動が活発に行われなくなってきています。

コミュニティビジネスとは、利益を得ることよりもコミュニティの活性化にウェイトをおいたビジネス活動として位置づけており、特産物の加工・販売、

郷土料理の提供など様々な活動が考えられます。コミュニティとしての活動であればビジネスでなくても良いのではとの意見があるかと思いますが、販売を通じて地域外の方々との交流が増えたり、活動を継続させるための資金が得やすいといった利点があり、このような活動の環を広げていけないかと考えたものです。

～どのような支援があるの？～

「元気な地域づくり交付金」において、農業に関連したコミュニティビジネスに対する支援をはじめます。

対象としては、市町村だけでなく、農協やNPOなどの活動への支援も行えるようにしており、ワークショップの開催、先進地視察や優良事例等の情報収集、専門家による助言指導、マーケティング調査や事業計画の策定支援など様々なソフト活動に必要な経費のうち1/2以内を補助します。また、上記以外でも目標の達成に必要な活動であれば支援対象となり得ますので、皆さんの独自のアイデアも生かせる仕組みとなっています。

皆さんが現在実施されている取組やこれから取り組もうとされている地域活性化の取組が、この制度の支援対象になるものが数多くあると思います。この制度を活用してこんなことができないか、このような取組は支援対象になるのかなど、皆様からのご意見・ご質問をお待ちしています。

◆◇ 編集後記 ◇◆

わが国はかつて経験したことのない人口減少と少子・高齢化の時代に入ることが最近話題ですが、農村ではこのような問題が20年も早く進行しており、農村をめぐる状況は非常に厳しいものがあります。

そのような状況の中で、どのように農村の振興を図っていけばよいのか、地域で活動されている皆様の声を聞かせて頂き、これからの施策に反映させていきたいと思っています。いろいろなアイデアを考えて皆様とのコミュニケーションを充実し、実りある「地域づくりコミュニケーション」にしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

◆◇ ご意見をお寄せ下さい ◇◆

ご意見等ございましたら、下記編集発行先にメールにてお寄せ下さい。
なお、無断転載はご遠慮願います。

◆◇ 編集発行 ◇◆

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局農村政策課

(担当) 矢野 TEL:03-3502-0030 E-mail:nouson_mm@nm.maff.go.jp
